

第 30 回 津市子どもの権利条例づくり推進市民委員会 報告

日 時：平成 25 年 8 月 5 日（月）18：30～

場 所：津市まん中こども館ミーティングルーム

<参加者>（敬称略）

中村 潔（津市人権擁護委員協議会）、石山佳秀（NPO 法人フリースクール三重シューレ）、堀本浩史（すばる児童館）、田中利美（津市民生委員・児童委員連合会）、増田和正（津市人権・同和教育研究協議会）、小池啓子（三重県ユニセフ協会）、千々岩 研、伊藤英明（津市人権課）、永合哲也（津市教育委員会事務局）、平田恵美子（津市こども家庭課）、浅生伸之（津市こども総合支援室）、丹羽敬二（〃）、大野維佐子（〃）、今田浩介（〃）、田部眞樹子（津子ども NPO センター）、竹村 浩（〃）、野口寛子（〃）、市川節子（〃）、杉山静子（〃）、谷口美子（〃）、山口久美子（〃）、山下恵子（〃）、浅原直美（〃）、川喜田ひろ美（〃）

進行：丹羽

●第 29 回市民委員会（2013 年 7 月 23 日）報告

竹村事務局長より報告

- ・前々回の委員会で憲法改正についてのやりとりを議事録に加えたことの報告について、市民委員会として発信するという事ではなかったのか？と石山さんより再度質問があった。
- ・市民委員会として発信するとかしないとかは、実行委員長が個人で決められることではない。市民委員会としては行政も係わっている事なので考えていない。検討する必要があるれば、コア会議に提案して市民員会に提案をして欲しい。各団体や個人が発信するのは別問題であるという確認がされた。

●子ども会議プロジェクトチームより報告

竹村事務局長より報告

- ・各学校に代表を出してほしいという事を働きかけている。
- ・子ども会議のなかでも条例の骨子づくりに組織的に取り組んでいきたい。
- ・子ども達の声聞くだけでなく、一緒に作っていくことが必要。
- ・前回の会議の参加者は 3 人（津商業・津東）学校の代表としてではなく、個人としての参加。
- ・自己肯定感・本当に大事にされているか？という事について、子ども達だけで話し合いを進めた。（大人が一切入らず）この事はとても大きなこと。
- ・話し合いを経て、自分のことが好き 20%→60%に上がった。
- ・自己肯定感が上がる理由として、友だちとの出会いがとても大きい。

●今後の見通しについて

- ・今年度前中盤で施策を意識した骨子づくりを形にしていく必要がある。
- ・関係部局との施策に関する協議を経て、市民委員会の思いを出していく。
- ・前回の委員会で「子どもの権利条約」の柱である 4 つの内容でグループを再編し、確定している。この 4 グループで話し合いを具体的に話し合いを進めていく。

- ・必要に応じてグループごとの話し合いの時間を作っていく。そこで各グループの案をまとめて、市民委員会で全体的な討議をしてはどうか。11月末にはある程度のもので作りたい。子ども委員会でも案を出していきたい。
- ・グループによって話し合いの内容に偏りがある。時間が足りない。何回か話し合いの時間は必要である。
- ・川崎市の条例は7つの項目に分かれているが、ここでは4つでいいのか？網羅できるのか？話し合いの中で7つの項目に当てはまるものが出てくるのか？5,6つ目を作るという余地を作っておくほうがいいのか？
- ・グループの話し合いの中で7つの項目はどこに入るのかという話し合いが出来るのではないかな？
- ・「骨子」というのはどんな言葉でどこまで表現すればいいのか？イメージが湧きにくい。分からなければ話にならないのではないかな。
- ・各条文には章がある。()にどういう内容の事を入れるか、なぜ()の項目が必要かな？津市の子ども達の現状を議論していけばいいのではないかな。
- ・結果的に文にならなくても、何を議論してきたのかを記録し、残す事が重要。
- ・川崎市のものはあくまでも参考。津市としてどうしていったらいいのかという話しが必要。それぞれの所で他市の資料を出してはどうか？津市からも現在の施策を出してもらっている。前回よりも具体的にできるのではないかな。
- ・発達のところでは、子どもが育っていくにはどんな事が保障されなければならないか。名前・国籍を持つ権利、アイデンティティは保障されているのか、といった事を考えることが必要である
- ・項目を立てていって、それが条に係わる部分なのか、項目なのかを考えていったらいいのではないかな。川崎市のものを見ると、条例案に肉づけて文章にしている。これならイメージしやすい。条例文として法的に通る前の段階の言葉と理解してよいと思う。
- ・過去のことを参考に市民委員会から出すものを考えていけばいい。

●グループ討議

①「参加」グループ報告

メンバー：大野、竹村、杉山、山口

- ・大野さんは津市の施策のところ参加のことを言ってもらう。
- ・事務局はユニセフの子どもの権利条約の13、14、15、16、17、31条から提案してみた。
- ・17条の適切な情報の入手とは、それを誰が決めるのか、子どもたち自身が判断することが大事であって、その部分が保障されているかいないかが大きな問題である。そこが保障されないと、大人の情報、考え、思想で大人の有利になることがある。
- ・子どもの参画を推進する事業、施策方針があったときに具体的にどうしていくのか？
参加をする権利があっても、結社、集会の自由にしても、集まる場所がない、仲間を集める手段がない。津市でも公民館や、市民センターは子どもだけでは集まらない。使ってはいけない。そこを保障し、支援する必要がある。
- ・学校教育においても一方的な教育ではなくて、たとえば学校の運営に直接かかわるとか、しかし現実には校則の改正にさえ関われない。ここはダメ、ここならいいけど、など大人の考える枠組みの中での自由しかない。

先生は、教えることは勿論大切ではあるし、良かれと思ってやっている事が子どもにとって本当に良いのかどうか、子どもの最大の利益になるためには一方的に教育することではない。

- ・子どもたちが次世代の町を作っていく人間として、自分達関わっているかいないかに関係なく、あらゆる場所で参画する権利を保障するためにどんな事が必要か。
- ・プライバシーの問題では、親や恋人に手紙を見られたり、携帯を見られたりしている現実がある。
- ・情報の入手にしても、有益、有害を決めるのを自分達でリテラシーしていく、ここは参加のところだから、大人が一方的に保護することではない。
- ・津市として今はまだ行っていないが、情報誌の発行などで同じ情報をみんなに発信するものがあるのかなと思う。携帯電話を持っている、いないに関わらず、個人の事情に関わらず、必要であると思う。子ども自身が発信していく仕組みづくりが必要。
- ・意見表明権を施策としてどうやって保障していくか。

意見を反映させるために、意見をくんでくれる人材を（支援してくれる）育成していく。

川崎市の骨子案に参加する権利の中にもある。年齢によっても発達によっても違うが、あくまでも子ども主体の原則にのっとることをうたわなければならない。なぜなら、大人が制限を加えることもありえる。こんなことは解らないだろうとか、大人の勝手にされることもあり得る。今現在の津市の施策は3つしかない。しかも機能していない現実がある。

②「生存」グループ報告

メンバー：伊藤、丹羽、谷口

○いのちの大切さ

- *教育の施策・・・いのちの大切さを学ぶ、感じる
→性教育、教室に赤ちゃんを招く（0～1才までの成長を見守る）
- *ハローベビープログラム（産前→産後）

自分の生きる場所の保障

- *「いじめ・体罰」をどうしたらとめられるか、なくせるか
生命にかかわる、生活が侵される→守るべき権利・・・罰則を作ることはどうか
「おぼれるともものメタルファー」

川上で子どもを投げ入れる⇔川下で溺れる子どもを救う（対処療法）

傾向のあるものを発見した時、次につなげる

- *市町の児童センター（権限移譲のある）を作る
子どもの命を守る（24時間動ける）
子どもに関わるすべてのこと
例えば1歳半検診、3歳半検診をフィルターとするために（検診日を平日→休日）
虫歯の発見→ネグレクト

<判断基準は？>

生命、生活水準・・・子どもが普通に生きていくことを保障

③保護グループ報告

浅生・石山・市川・川喜田・田中・野口・平田

- ・自分を守り・守られる権利・・・これを保障するのは大人の責任
- ・親などによる子どもの権利の保障・・・養育の支援、親子関係の改善
- ・「施設」を「施設及び施設関係者」とする。
- ・虐待・体罰の禁止・・・子どもの視点による体罰の調査・・・安心して答えられる調査が必要
- ・虐待からの救済及びその回復
 - ・・・法律による処罰
 - ・・・法で守ることができない領域をどうするか。(子どもに睡眠薬を飲ませて遊びに行く。外から見えていない部分をどうするか)
- ・いじめ防止・・・いじめ防止と避難とする。(いじめ防止に加え避難と言うことを加えてほしい)
 - 避難・・・あらゆる権利の侵害から逃れる。
- ・川崎市のオンブズパーソン
 - いじめ・体罰・DV・パワハラは分離していい。
 - 死ぬほどつらかったら、避難するという権利
- ・SOSを出せる機関が必要
- ・戦争からの保護・・・日本の子どもにとって直接戦争ということはないけれど、たとえば両親や大人のいやな関係に巻き込まれていることがある。そういう関係性の悪さからの保護を考える。保護者と学校の関係とか。
- ・保護する側の研修の必要性

④発達グループ報告

メンバー：中村、堀本、増田、小池、千々岩、浅原、田部、山下
 ポストイットの作業をとおして「発達権」を保障するための要件を共有することにしました。その中で話されたこととポストイットへ記入のあった内容をご紹介します。

- ・虐待への介入をするのかしないのか。
- ・防止法の中で立ち入りはできるが児童相談所の判断や現場の連携が必要。
- ・学ぶ権利の保障がされていない。居場所として考える必要があるのではないか。
- ・施設の子どもは学校へ行くことを条件とされていることは権利保障がされていない。
- ・ヘルプラインは救済であるため、体罰に関することはいつてくるようになった。
- ・虐待通報の場合の子どもの意思確認は誰がするのか。(親をかばう気持ちが優先するために本来の判断ができない場合が多い)
- ・衣食住の保障があってこそ、こころの安定につながっていく。

「居場所」

- ・遊び環境
- ・ゆとりが必要
- ・安全な居場所、交通
- ・すべての子どもが安心できる居場所づくり
- ・遊ぶ権利
- ・余暇の保障
- ・放課後、長期休業中の子どもたちへの学び・遊びの保障

- ・居場所の保障
- ・遊びの場の保障
- ・安心できる居場所の保障
- ・夢パーク（川崎の 国籍に関係なく）

「学び」

- ・学びの保障（すべての子どもが教育を受ける権利がある）
- ・選択できる学ぶ場の保障
- ・学ぶ場の保障（学力・情報）
- ・学ぶ権利、選ぶ権利
- ・発達に応じた学習を受ける
- ・進路を自己決定できる
- ・将来への見通しをもてるキャリア教育
- ・ことば教育（学ぶ）
- ・日本語とともに母国語を大切にする教育
- ・自分が持つ（将来への）選択肢を知る

「生活保障」

- ・安心安全の保障
- ・衣食住
- ・個別の支援を必要とする子どもの権利
- ・発達に必要な生活水準の保障
- ・安心して暮らしていける（生活が安定）
- ・必要な治療を受けること
- ・いじめ防止対策

「子ども救済」

- ・オンブズパーソン設置
- ・チャイルドヘルプライン設置
- ・虐待、体罰の禁止と救済

「社会的養護」

- ・社会的養護（里親・養護施設・養子縁組）

「文化芸術の享受」

- ・文化芸術を享受する権利
- ・芸術の享受（良いものにふれる）

「存在の保障」

- ・子どもを認める
- ・存在の保障
- ・自己決定
- ・自己肯定
- ・子どもが不利益を受けない
- ・存在の安定（どんな生き立ちであろうとも）

- ・子どもにとって信頼できる大人の存在
- ・国籍に関係なく権利がある

「家庭支援」

- ・愛着形成
- ・乳幼児期の子どもをもつ親への支援
- ・子育て子育て環境
- ・親の養育（責任と支援）
- ・親の子育てを支援する体制づくり

●全体の共有

広報戦略室のメンバーを各グループから選出。

- ・生存グループ 丹羽、伊藤
- ・発達グループ 千々岩、堀本
- ・保護グループ 平田
- ・参加グループ 大野
- ・事務局 竹村、野口、川喜田

●次回市民委員会 9月11日（水）18:30～ 市役所又はアスト津

各グループ骨子案締め切り 9月9日（月）

- ・生存グループ 8月20日（火）19:00～ 津市役所、
9月4日（水）16:00～ 津市役所
- ・発達グループ 8月20日（火）18:30～ まんちこども館
- ・保護グループ 8月20日（火）18:30～ アスト津 交流スペース8
- ・参加グループ 8月16日（金）18:30～ まんちこども館
8月26日（月）15:00～ 津の子ネット事務所